

在留証明願

見本
(消費税免税過去の住所)

令和 XX年 XX 月 XX 日

在メルボルン日本国総領事 殿

申請者氏名 証明書を 使う人	証明 花子	生 年 月 日	(明 ・ 大) (昭 ・ 令 ・ 平)	35 年 3 月 22 日
来訪者氏名 (※1)		申請	本籍地の記入が求められているため戸籍謄(抄)本が必要	
申請者の 本籍地 (※2)	東京 (都 ・ 道) (府 ・ 県)	千代田区霞が関2丁目2番地1 (市区郡以下を記入してください。※2)		
提出理由	免税販売手続	提出先	免税店	

私(申請者)が現在、下記の住所に在住していることを証明してください。

現 住 所	日 本 語 :	オーストラリア連邦 ビクトリア州 メルボルン スミスストリート 333番地 12号
	外 国 語 :	12/333 SMITH STREET, MELBOURNE, VICTORIA, AUSTRALIA
上記の場所に住所(又は居所)を 定めた年月日(※2)		((令和) 平成 ・ 昭和) 5 年 4 月 23 日

(※1) 申請者と同じときは請
(※2) 申請理由が恩給、年
できます。2ページ目も併せて、オーストラリアに2年以上の居住期
間が必要です。※「日」まで記入。

必要書類

- 有効な日本旅券
- 有効なオーストラリアのビザが確認できる書類
- 現住所確認書類(自動車運転免許証、電話・電気等公共料金の請求書など)
(居住期間を証明する場合:住所を定めた年月日に記入する日付を確認できる書類)
- 過去の住所証明も必要な場合は、過去の住所・居住期間が確認できる書類
- 戸籍の市区郡以下をご記入の場合、戸籍謄(抄)本
(最新の本籍地が反映されているもの。目安:6カ月以内に発行のもの。コピー可。)

過去の住所

1	2020年 3月10日から2022年5月 10日まで	オーストラリア連邦 ビクトリア州 プラーン、ブライトン通り 2番地3号
2	2022年 5月10日から2023年4月 23日まで	オーストラリア連邦 南オーストラリア州 エヴァンデル、プラーン通り 230番地
3	年 月から	古い住所から順番に、過去の住所のみ記入 (現在の住所は記入不要)
4	年 月から 年 月まで	
5	年 月から 年 月まで	

同居家族

1	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	都・道 府・県			
2	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	都・道 府・県			
3	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	都・道 府・県			
4	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	都・道 府・県			
5	氏名		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日
	本籍地	都・道 府・県			